

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1201
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮
意見提出者名	大阪府企画調整部企画調整室総合調整課 柳生国良
意見の要点	<p>1、「環境保全上著しく影響を及ぼすものでないもの」、「埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものではないもの」とは、</p> <p>(1)特例措置の適用に際し、「已むことを得ざる事由」があるかどうかを判断するために新たに設けられる基準なのか、であれば、その内容について具体的に示されたい。</p> <p>(2)従来から、許可に際しての基準なのか、であれば、公有水面埋立法が要請する基本的な内容のものであり、「已むことを得ざる事由」に該当するか否かの要件として、特に記述する必要性は乏しいと考える。</p> <p>2、大臣協議の受理から通知までの処理期間については、「2週間(土日祝祭日を除く。)」となれば、実質3週間程度を要することとなる。構造改革特区の規制緩和の趣旨を踏まえれば、できる限り手続きの簡素化に配慮願いたい。</p>
意見に対する 回答	<p>1、</p> <p>(1)(2)「已むことを得ざる事由」に該当するか否かの要件ではないので、削除した。</p> <p>2、当該協議の処理については、構造改革特区の規制緩和の趣旨を踏まえ、できる限り手続きの処理期間の短縮に努める所存である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1201
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮
意見提出者名	兵庫県産業労働部産業構造政策担当 堀池
意見の要点	プログラムには、「大臣協議の処理期間の短縮」とともに「用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善」が示されているので、具体的な「運用改善」措置内容をご教示頂きたい。
意見に対する回答	地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間(土日祝祭日を除く。)とする。
担当省庁名	国土交通省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1202
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化
意見提出者名	兵庫県産業労働部産業構造政策担当 堀池
意見の要点	「従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対する用途を例示する。」との点につき、臨海部の活性化を図る観点からできるだけ、事業主体が取り組みやすい方針でまとめて頂きたい。また、どのような方針でまとめるのか、方向性をご教示頂きたい。
意見に対する回答	臨海部の活性化を図る観点からできるだけ、事業主体が取り組みやすい方針でまとめる所存であり、例えばリサイクル産業が含まれる複合的な土地利用に対応する用途を示すこととする。
担当省庁名	国土交通省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1203
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	行政財産である港湾施設の民間への貸付け可能化
意見提出者名	三重県農林水産商工部地域再生特区協働プロジェクトグループ 長岡 敏
意見の要点	「同意の要件」である「構造改革特別区域法第14条で定められるところに適合すると認められること。」について、事業者及び港湾管理者が所定の手続を完了した場合、必ず内閣総理大臣の認定を得られるのか。
意見に対する 回答	「同意の要件」は以下の通りとなっている。 「構造改革特別区域法第14条で定める所定の手続に則っていること。」 国土交通省としては、上記要件を満たしていれば同意することを考えている。
担当省庁名	国土交通省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1203
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	行政財産である港湾施設の民間への貸付け可能化
意見提出者名	大阪市計画調整局企画調整部政策調査課 小川
意見の要点	「特例措置に伴い必要となる手続き」としては、「・・・港湾管理者が公告・縦覧、意見書の提出等の公共性を担保する手続を経た上で、港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画への適合、当該港湾の効率的な運営への効果等を認め、地方公共団体が特区計画を作成し内閣総理大臣に申請する。」とされているが、4月の申請にあたっては、港湾審議会において、これらの手続を踏む必要があるのか。
意見に対する回答	申請に当たって必要となる公共性を担保するための手続については、構造改革特別区域法第十四条第五項において、今後国土交通省令を作成し、その中で規定することとなっている。同省令の作成に当たっては港湾管理者の意見も踏まえ検討を行うこととしており、現状では港湾審議会における審議は手続に含めない方向で検討しているところであるが、最終的には同省令の公布を待ってその規定を参照されたい。
担当省庁名	国土交通省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1204
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）の表示の緩和
意見提出者名	愛知県企画課
意見の要点	<p>特例措置の内容について「回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、車両にきずのつかない回送運行許可番号標の使用を認める。」とあるのは現行規定の「回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実にとりつけること」以外の方法を用いるものと理解してよろしいか。</p> <p>また、その場合は「回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示」することにより回送運行を行なうことができると理解してよろしいか。</p>
意見に対する回答	<p>回送運行許可番号標の代替品として車両にきずのつかないものを別途定め、特区内の特定区間に限りその使用を認めることとしており、「回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実にとりつけること」の規定を緩和することは考えていない。</p> <p>なお、「回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示」することにより回送運行を行なうことは当然のことと考えている。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1206
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	NPOによるボランティア輸送において、有償運送を可能化
意見提出者名	横浜市福祉局
意見の要点	<ol style="list-style-type: none">1. 特例措置の対象は道路運送法第80条第1項許可に限定されるものか。2. 先行実施とは、それにより明らかになった課題を検討し、全国実施へ反映されるものか。また、全国実施となったときにも特例措置は残るものか。3. 全国実施の内容について、その内容の示される時期、実施内容、実施時期はどうなっているのか。4. 特例措置について、それぞれ「旅客運送の安全確保」「タクシー等を補完する形」「福祉目的」「地方公共団体が一定以上責任を有する体制」とは何か。5. 実施主体はNPOに限定されるのか。6. 有償運送の実施中に特区の範囲外に出ることは可能か。
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1. 貴見のとおり。2. 前半については貴見のとおり。後半については、特区における実施状況等を見て、判断されることになると考えられる。3. 特区での先行実施は3ヶ月程度を考えており、そこでの結果を踏まえて全国実施の内容及び時期について検討が行われることとなる。4. ~ 6. 以下を参照されたい。 地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては高齢者、身体障害者等移動制約者に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たす特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。

	<p>1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。</p> <p>2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、要介護認定を受けている者や身体障害者等のうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。</p> <p>3. 運送に使用する車両には、ボランティア輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。また、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。</p> <p>4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。</p> <p>5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。</p> <p>6. 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。</p> <p>7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること。事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること。使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。</p> <p>8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。</p>
担当省庁名	国土交通省